

宍粟市再生可能エネルギー利用促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和3年3月12日

宍粟市長 福元晶三

宍粟市告示第28号

宍粟市再生可能エネルギー利用促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宍粟市再生可能エネルギー利用促進事業補助金交付要綱（平成22年宍粟市告示第32号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成34年」を「令和6年」に改める。

別表を次のように改める。

補助事業の名称	再生可能エネルギー利用促進事業
補助事業の目的	豊かな森林や自然から得られるグリーンエネルギーによる発電施設（以下「発電施設」という。）の設置、木質バイオマス燃焼機器（以下「燃焼機器」という。）の購入及び木質バイオマス燃料製造設備（以下「製造設備」という。）の導入に要する費用の一部を助成することにより、グリーンエネルギーの活用と木質バイオマス燃料の利用促進を図り、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制と化石燃料の利用削減を目的として、カーボンニュートラルを目指す低炭素社会の実現及び地域の活性化に資する。
補助事業の対象者	市内において、発電施設の設置、燃焼機器の購入及び製造設備の導入をしようとする者で、事業の内容に応じて次の要件を満たす者とする。ただし、市税のほか市が有する債権を滞納していない者に限る。また発電施設の設置にあたっては発電による収益を地域づくりに還元する事業に限る。 (1) 発電施設設置事業 ① 10kW以上の太陽光発電施設の設置 ア 市内の自治会 ② 10kW以上の小水力発電施設 ア 市内に住所又は事務所を有する者及び自治会 イ 電力会社との電力受給開始後（電力受給契約を締結しない場合は工事完了後）1か月以内に市内に転入又

	<p>は事務所の移転若しくは新設を行う者</p> <p>③ 10kW以上のバイオマス発電施設</p> <p>ア 市内に住所又は事務所を有する者及び自治会</p> <p>イ 電力会社との電力受給開始後（電力受給契約を締結しない場合は工事完了後）1か月以内に市内に転入又は事務所の移転若しくは新設を行う者</p> <p>(2) 燃焼機器購入事業</p> <p>① 木質バイオマス暖房機器</p> <p>ア 市内に住所又は事務所を有する者</p> <p>② 木質バイオマスボイラー</p> <p>ア 市内に住所又は事務所を有する者</p> <p>イ 設置完了後（工事の必要のないものは納品後）1か月以内に市内に転入又は事務所の移転若しくは新設を行う者</p> <p>(3) 製造設備導入事業</p> <p>① 燃料の販売を業とする為の製造設備</p> <p>ア 市内に住所又は事務所を有する者</p> <p>イ 設置完了後（工事の必要のないものは納品後）1か月以内に市内に転入又は事務所の移転若しくは新設を行う者</p>
<p>補助事業の内容及び補助対象経費</p>	<p>次に掲げる事業（市内において設置又は導入する事業に限る。）に要する経費で市長が必要と認めたもの</p> <p>(1) 発電施設設置事業</p> <p>① 太陽光発電施設</p> <p>土地等に設置した10kW以上の太陽電池による発電システム（未使用品に限る。）で、電力会社と電力受給契約が締結できる発電施設の設置に関する事業費。ただし、当該システムの発電による収益の一部を地域づくりに還元する事業に限る。</p> <p>② 小水力発電施設</p> <p>水の重力エネルギーを利用して10kW以上発電することができる発電システムで、電力会社と電力受給契約が締結できる発電施設の設置に関する事業費。ただし、当該システムの発電による収益の一部を地域づくりに還元する事業に限る。</p>

	<p>③バイオマス発電施設</p> <p>バイオマスを利用して10kW以上発電することができる発電システムで、電力会社と電力受給契約が締結できる発電施設の設置に関する事業費。ただし、当該システムによる発電の収益の一部を地域づくりに還元する事業に限る。</p> <p>(2) 燃焼機器購入事業</p> <p>① 木質バイオマス暖房機器</p> <p>木質バイオマスを燃料とする暖房機器（15,000円以上の未使用品に限る。）</p> <p>② 木質バイオマスボイラー</p> <p>木質バイオマスを燃料とするボイラー機器（未商品に限る。）</p> <p>(3) 製造設備導入事業</p> <p>木質ペレット製造設備、チップ製造設備、薪割機、オガライト製造設備及び炭化炉築造設備の導入事業</p>
補助率又は補助金額	<p>次のとおりとする。ただし、いずれも千円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(1) 発電施設設置事業</p> <p>① 太陽光発電施設</p> <p>上限を100万円とし、補助対象経費から国県等の補助制度による補助金（以下「国県等補助金」という。）を差し引いた実支出額の2分の1以内で市長が認めた額</p> <p>② 小水力発電施設</p> <p>上限を発電出力に応じて次のとおりとし、補助対象経費から国県等補助金を差し引いた実支出額の2分の1以内で市長が認めた額</p> <p>40kW超 2,500,000円</p> <p>30kW超 ～40kWまで2,000,000円</p> <p>20kW超 ～30kWまで1,500,000円</p> <p>10kW以上～20kWまで1,000,000円</p> <p>③ バイオマス発電施設</p> <p>上限を発電出力に応じて次のとおりとし、補助対象経費から国県等補助金を差し引いた実支出額の2分の1以内</p>

	<p>で市長が認めた額</p> <p>40kW超 2,500,000円</p> <p>30kW超 ～40kWまで2,000,000円</p> <p>20kW超 ～30kWまで1,500,000円</p> <p>10kW以上～20kWまで1,000,000円</p> <p>(2) 燃焼機器購入事業</p> <p>① 木質バイオマス暖房機器</p> <p>上限を20万円とし、補助対象経費から国県等補助金を差し引いた実支出額の2分の1以内で市長が認めた額</p> <p>② 木質バイオマスボイラー</p> <p>上限を100万円とし、補助対象経費から国県等補助金を差し引いた実支出額の2分の1以内で市長が認めた額</p> <p>(3) 製造設備導入事業</p> <p>上限を700万円とし、補助対象経費から国県等補助金を差し引いた実支出額の2分の1以内で市長が認めた額</p>
その他の事項	<p>(1) 地元説明</p> <p>発電施設の設置にあたっては、補助金交付申請を行うまでに、必ず事業実施場所の住民及び関係者に対して事業説明会を実施し、その内容を記録したものを補助金交付申請の際に提出すること。</p> <p>(2) 地域づくりに還元</p> <p>発電事業に於ける収益については、事業者のみの利益とせず、必ず地域の環境保全や活性化のために利用されるように事業計画を定めなければならない。</p> <p>(3) 補助の回数</p> <p>この補助金の同一の補助事業対象者（補助事業の対象者と同一世帯人等を含む。）への交付は、上記の事業において、補助の対象となる設備、機器の種類ごとに1回限りとする。</p> <p>(4) 利活用報告</p> <p>設置完了後に撤去するまでの間は、発電施設設置事業については1年間の発電量及び地域への還元内容を、その他の事業については木質バイオマスの1年間の使用量又は製造量を、翌年の1月末までに報告しなければならない。</p>

<p>別に定める事項</p>	<p>規則第3条関係（交付申請）</p>	<p>(1) 発電施設設置事業</p> <p>添付書類…事業計画書(図面含む)、地元説明会記録、収支予算書、電力会社との電力供給契約を証する書類写、国県等補助金がある場合は交付決定通知書写、その他市長が必要と認める書類、施工業者等が代行申請する場合は委任状</p> <p>指定期日…工事着手の30日前</p> <p>(2) 燃焼機器購入事業</p> <p>①暖房機器を設置する事業</p> <p>添付書類…事業報告書、同意書、収支決算書、完成写真、請求書写、領収書写、設置工事等により契約書がある場合は契約書写、国県等補助金がある場合は交付決定通知書写、施工業者等が代行申請する場合は委任状、その他市長が必要と認める書類</p> <p>指定期日…別途指示する。</p> <p>②ボイラーを設置する事業</p> <p>添付書類…事業計画書、同意書、収支予算書、見積書写、申請時点において市内に住所、事務所又は事業所を有しない者については確約書、国県等補助金がある場合は交付決定通知書写、施工業者等が代行申請する場合は委任状</p> <p>指定期日…工事着手（工事の必要のないものは納品）の14日前</p> <p>(3) 製造設備導入事業</p> <p>添付書類…事業計画書、同意書、収支予算書、見積書写、申請時点において市内に住所、事務所又は事業所を有しない者については確約書、国県等補助金がある場合は交付決定通知書写、施工業者等が代行申請する場合は委任状、上記(1)②の事業の場合は平面図、その他市長が必要と認める書類</p>
----------------	----------------------	---

		指定期日…工事着手（工事の必要のないものは納品）の14日前
	規則第8条第1項関係（額変更交付申請）	添付書類…交付申請に準じる。 指定期日…変更理由が生じて直ちに
	規則第10条第2項関係（着手・完了届）	不要
	規則第11条第1項関係（変更承認申請）	軽微な変更…事業費の20%を超える増減以外の変更。
	規則第14条関係（実績報告）	添付書類…事業報告書(図面含む)、収支決算書、完成写真、領収書写、設置工事等により契約書がある場合は契約書写、申請時点において市内に住所、事務所又は事業所を有しない者については住民票又は法人の登記事項証明書、その他市長が必要と認める書類 指定期日…工事完了後60日以内 ただし、暖房機器を設置する事業については、適用除外
	規則第16条第2項（概算払）	不可
	規則第22条第2項関係（処分制限期間）	発電施設10年 燃焼機器5年 製造設備10年

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。